

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについてを提出する。

平成16年8月18日提出

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会
会長 西田正則

慣行の取扱いについて

1. 市章、市花、市木、市歌については、新市において新たに定める。
2. 市民憲章、宣言については、新市において検討する。
3. 名誉市民制度については、現行制度を基に調整し、新市発足後速やかに新たな制度を設ける。なお、合併前に名誉市町民の称号を授与されている者については、引き続き新市の名誉市民として礼遇する。
4. 表彰については、龍野市の区分、制度を基に3町の表彰趣旨を勘案の上、新市発足後速やかに調整する。なお、合併前に功労者名簿に登録されている者については、引き続き新市の功労者とする。





平成15年10月22日確認・平成16年 2月25日確認
平成16年 8月18日確認

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い	詳細項目	
調整方針	1. 市章、市花、市木、市歌については、新市において新たに定める。 2. 市民憲章、宣言については、新市において検討する。 3. 名誉市民制度については、現行制度を基に調整し、新市発足後速やかに新たな制度を設ける。 なお、合併前に名誉市町民の称号を授与されている者については、引き続き新市の名誉市民として礼遇する。 4. 表彰については、龍野市の区分、制度を基に3町の表彰趣旨を勘案の上、新市発足後速やかに調整する。 なお、合併前に功労者名簿に登録されている者については、引き続き新市の功労者とする。		

現 況

項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町
市町章	 <p>(昭和26年4月1日制定) 昔「立野」とよばれていたことから「立」をとり、旧藩主脇坂公の定紋、輪違いを組み合わせたもの</p>	 <p>(昭和28年4月1日) シン宮の文字を図案化したもので、矢形は永遠の発展を表現する。</p>	 <p>(昭和41年7月4日制定) 揖保川の「イボ川」の三字を組み合わせて図案化したもの。 (「ボ」の両翼を飛鳥の羽にかたどり町勢の飛躍発展の姿を象徴し、円は円満を現す。)</p>	 <p>(平成3年4月1日制定) 「ツ」を図案化したものを、三つ組み合わせ、ミツを現している。 (中央の「Y」は、上へ向かって広がりを示し、将来への飛躍を現す。)</p>

(協議第35号の2)

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い			詳細項目	
項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町	
市町花	さくら (昭和47年3月1日制定) 市制20周年記念として制定	山つつじ (昭和47年7月1日制定) 町内全域のいたるところに自生して山々の緑と調和し、素朴で力強く明るい町づくりを表す。	サルビア (昭和48年12月14日制定) 花の真紅と葉の緑がよく調和しており、その群生の集団美は燃えるような情熱美を表し、「花と緑につつまれた活力のあるまち」揖保川町を象徴する。	梅 (平成3年4月1日制定) 町内には黒崎・岩見・室津に有名な梅園があり、よいもの、美しいもののたとえに「梅にうぐいす」というとおり、観光の町、御津町の象徴としてうってつけの花である。	
市町木	榿(かし) (昭和56年4月1日制定) 市制30周年記念として制定	もみじ (昭和47年4月1日制定) 5つの郷が1つになって、いつまでも愛の手をひろげ、愛情豊かな町づくりを表す。	金もくせい (昭和48年12月14日制定) 秋に橙黄色の花をつけ甘い香りを放ち、そのふくよかな香りは、心豊かな郷土を築こうとする町民の希望を象徴する。	やまもも (平成3年4月1日制定) 春には帯黄色の小花が咲き、6月から7月にかけて紫紅色の果実がなる。日本の暖地に自生して木材は種々の用途に使われ、果実は食用となる。「光と緑と水の町」御津町にふさわしい木である。	
市町歌	龍野市歌 (昭和26年4月1日制定) 作詞 植木巖 選訂 富田卒花	該当なし	該当なし	該当なし	

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い		詳細項目	
項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町
憲章	<p>龍野市民憲章 (昭和51年11月3日制定)</p> <p>揖保川の清流は、豊かな自然をつくり、か おり高い文化と伝統ある産業はぐくみまし た。 わたしたち龍野市民は、ここに生きる誇り を胸にして、あすへの大きなはばたきをねが い、この憲章を定めます。</p> <p>1 人権を重んじ、人に役立つよるこびをも とに、しあわせの輪をひろげます。</p> <p>1 自然を愛し、自然とともに生きて、美し いまちづくりにつとめます。</p> <p>1 文化を尊び、生涯を学びつづけて、こ ころ豊かに生きます。</p> <p>1 健康をつちかい、働くことに感謝して、 明るくくらしします。</p> <p>1 自主と連帯のところで、希望にみちた 生きがいのある未来をつくります。</p>	<p>新宮町民憲章 (昭和56年4月1日制定)</p> <p>新宮町は、美しい自然にはぐくまれ、歴史 と伝統のある町です。 わたくしたちは、このふるさとを誇りとし、よ り平和で住みよい町をつくるため、ここに町 民憲章を定めます。 わたくしたち新宮町民は</p> <p>1 自然を愛し、調和のとれた美しい町を つくりましょう</p> <p>1 教養を高め、心ゆたかな文化の町をつ くりましょう</p> <p>1 人権を尊重しあい、希望にみちた明る い町をつくりましょう</p> <p>1 働くことに生きがいを求め創意をこら し、豊かな町をつくりましょう</p> <p>1 健康の増進と安全につとめ幸せな町を つくりましょう</p>	<p>揖保川町町民憲章 (昭和54年1月4日制定)</p> <p>私たちは、清流揖保川の恵みと、祖先の たゆまぬ努力の上に、今日の生活を築いて 来ました。 私たちは、揖保川町民であることに誇りと 責任を持ち、より豊かな田園文化の町、平 和でどこよりも住みよい町をつくるため、こ こに、全町民の誓いとして、この憲章を定めま す。 私たち揖保川町民は、</p> <p>1 自然を愛し、花と緑の環境を整え、美し い町をつくりましょう。</p> <p>1 健康を増進し、安全を守り、住みよい町 をつくりましょう。</p> <p>1 人権を尊重し、助け合い励まし合って、 明るい町をつくりましょう。</p> <p>1 働くことに生きがいをもち、くふうと努力 を重ねて、豊かな町をつくりましょう。</p> <p>1 趣味と教養を高め、生活にゆとりと希望 をもって、文化の町をつくりましょう。</p>	<p>御津町町民憲章 (平成3年4月1日制定)</p> <p>「光と緑と水の町」御津町は、恵まれた自 然と歴史の豊かさを誇る町です。 この誇りをさらにふくらませ、住みよい、活 気に満ちたまちづくりをめざしてここに町民 憲章を定めます。</p> <p>1 みとめあい、たすけあいうるおいのある 町をつくりましょう。</p> <p>1 学びつづけ、創意を凝らし文化のかおる 町をつくりましょう。</p> <p>1 からだを鍛え、豊かな心のみなぎる町を つくりましょう。</p> <p>1 働くことに喜びをもち活気あふれる町を つくりましょう。</p> <p>1 夢を抱き、生きがいのふくらむ町をつくり ましょう。</p>

(協議第35号の2)

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い			詳細項目	
項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町	
宣言	<p>平和文化都市宣言 (昭和34年12月23日宣言) 世界連邦建設の趣旨に賛同し、恒久平和確立のため、邁進するとともに、核非武装地域とし、文化都市の名をはずかしめないことを宣言する。</p> <p>ゆとり宣言 (平成2年7月4日宣言) ゆとりある生活をおくるため、週に2日は仕事をしないこととし、労働時間を短縮することにより、人間性豊かな社会の建設に努める。</p> <p>環境宣言 (平成4年12月24日宣言) リサイクル運動の強化、資源の消費量とゴミの量を減らし、住みよい地域の形成を目指し、ひいては地球環境の保全に貢献する。</p> <p>童謡の里宣言 (昭和59年10月7日宣言) 赤とんぼの作詞者 三木露風の生誕地を縁とし、あしたをになうこどもたちの健やかな成長を願い、永遠に豊かな情操と創造性を育てていくまち「龍野」を「童謡の里」と名付ける。</p>	<p>交通安全町の宣言 (昭和37年3月19日宣言) 自動車の急激な増加に伴う交通事故の増加の社会情勢にかんがみ、町民一丸となって交通安全運動を展開する。</p>	<p>「花と緑と川の町」宣言 (平成5年3月24日宣言) 快適で美しい環境を花と緑で整え、清らかな水の流れを守り育てながら、生きる喜びや住む喜びが持てる揖保川町をめざす。</p>	<p>核兵器廃絶、平和の町宣言 (昭和60年10月宣言) 平和憲法の精神にのっとり「非核三原則」を将来も遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指す。</p>	

(協議第35号の2)

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い			詳細項目
項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町
名誉市町民制度	<p>龍野市名誉市民 (昭和33年12月24日制定)</p> <p>対象者 龍野市住民又は龍野市にゆかりの深い者 で、公共の福祉を増進し、又は文化の進展 に貢献し、その事績が卓絶で世の敬仰に値 すると認めるもの</p> <p>待遇 市の公の式典への参列 市の施設の使用に関する便宜の供与 死亡の際における相当の礼をもってする 弔慰 その他市長が必要と認める特典又は待 遇</p> <p>これまでの名誉市民 文化人 4名 経済界 1名 元市長 1名 前市長 1名</p>	該当なし	<p>揖保川町名誉町民 (平成4年3月17日制定)</p> <p>対象者 公共の福祉を増進し、又は文化の進展に 貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとなる 者</p> <p>待遇 町の公の式典への参列 町の施設の使用に関する便宜の供与 死亡の際における相当の礼をもってする 弔慰 その他町長が必要と認める特典又は待 遇</p> <p>これまでの名誉町民 前町長 1名</p>	該当なし

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の調整方針

総務・企画部会

協定項目	19 慣行の取扱い		詳細項目	
項目	龍野市	新宮町	揖保川町	御津町
表彰	<p>龍野市功労者表彰 (昭和26年10月27日制定) 4年以上在職した市長 10年以上在職した議会議員 本市に20年以上勤務した職員で、議会の同意を経た者 本市のため功労顕著であると認められ、議会の同意を経た者</p> <p>龍野市民表彰 (平成元年1月30日制定) 市民自治賞 市民社会賞 市民産業経済賞 市民教育賞 市民文化賞 市民体育賞 市民善行賞</p> <p>市民奨励賞 市民文化奨励賞 市民体育奨励賞</p> <p>さくら賞 日常見聞される善行を通して、明るく住みよい地域づくりに尽力した個人または団体</p>	<p>新宮町功労者表彰 (昭和41年3月25日制定) 町長・議長 = 8年以上 議員・助役・収入役・教育長 = 12年以上 町を区域とし公益的活動を行う団体の長 = 15年以上 議会の同意を必要とする職、これと同等を認められる国・県の委嘱による職、町を区域とし公益的活動を行う団体の副会長 = 20年以上 自治会長 = 20年以上 町長が任命・委嘱する職 = 25年以上 町を区域とする各種団体の長並びに副 = 25年以上</p> <p>新宮町民表彰 (平成6年12月26日制定) もみじ賞(自治功労・社会福祉功労・産業経済功労・教育功労・文化功労・スポーツ功労の各分野) 山つつじ賞(町民善行賞・町民特別賞の各分野)</p>	<p>揖保川町功労者表彰 (平成5年9月1日制定) 4年以上在職した町長 12年以上在職した町議会議員及び10年以上在職した嘱託員 町職員で30年以上勤務し、特に功績のあった者で、議会の議決を経たもの 上記に規定する者のほか、本町のため功労顕著であると認めたもので、議会の議決を経たもの</p> <p>揖保川町金もくせい賞・サルビア賞表彰 (平成7年6月1日制定) 金もくせい賞 (町の産業・教育・文化・スポーツ・保健衛生・社会福祉その他公益に貢献し、その功績が特に顕著な者) サルビア賞 (日常生活において身近な善行を続け、又は地域社会に貢献する奉仕的活動を継続的に行った者で、その行為が町民の模範となる者)</p>	<p>御津町功労者表彰 (昭和54年3月8日制定) 8年以上在職した町長 12年以上在職した助役、収入役、教育長 12年以上在職した議会議員、地区振興委員 25年以上在職した本町職員 その他の公職を通算して20年以上在職し、その職を辞した者</p> <p>御津町表彰 (昭和63年10月1日制定) 自治功労賞 社会功労賞 文化功労賞 スポーツ功労賞 教育功労賞 福祉功労賞 産業・経済功労賞 防犯・交通功労賞 技能功労賞 その他特に表彰に値すると認められる団体・個人</p>